

令和6年度

# 事 務 概 要

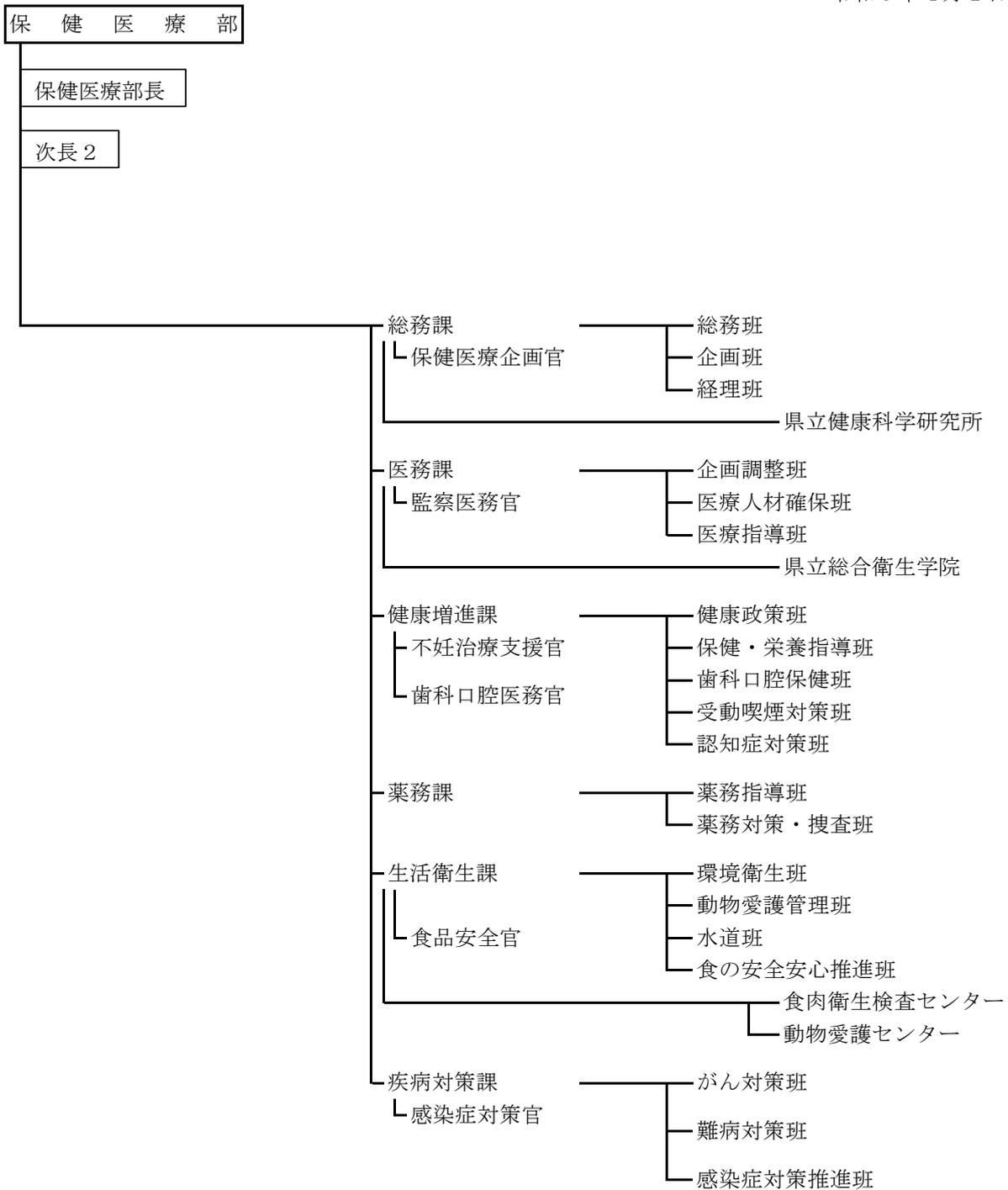
兵 庫 県 保 健 医 療 部

# 目 次

1	保健医療部組織図	3
2	職員現員表	6
3	重 要 施 策	8
4	重要施策体系表	9
5	事務分掌及び幹部職員一覧表	19
6	附属機関一覧表	29
7	地方機関等一覧表	30
8	主要計画等一覧表	32

# 保健医療部組織図

令和6年4月1日現在



# 県民局及び県民センター組織図

(福祉部・保健医療部関係部分のみ)

## <神戸県民センター>

センター長 — 県民躍動室 ————— 県民課

## <阪神南県民センター>

センター長 — 芦屋健康福祉事務所  
〔芦屋保健所〕 ————— 企画課  
| 監査・福祉課  
| 地域保健課  
| 食品薬務衛生課

## <阪神北県民局>

局長 — 宝塚健康福祉事務所  
〔宝塚保健所〕 ————— 福祉室  
| 健康参事 ————— 企画課  
| 監査指導課  
| 福祉課  
| 健康管理課  
| 地域保健課  
| 食品薬務衛生課  
| 検査室  
| 伊丹健康福祉事務所  
〔伊丹保健所〕 ————— 健康参事 ————— 健康管理課  
| 地域保健課  
| 食品薬務衛生課

## <東播磨県民局>

局長 — 加古川健康福祉事務所  
〔加古川保健所〕 ————— 福祉室  
| 健康参事 ————— 企画課  
| 監査・地域福祉課  
| 生活福祉課  
| 健康管理課  
| 地域保健課  
| 食品薬務衛生課  
| 検査室

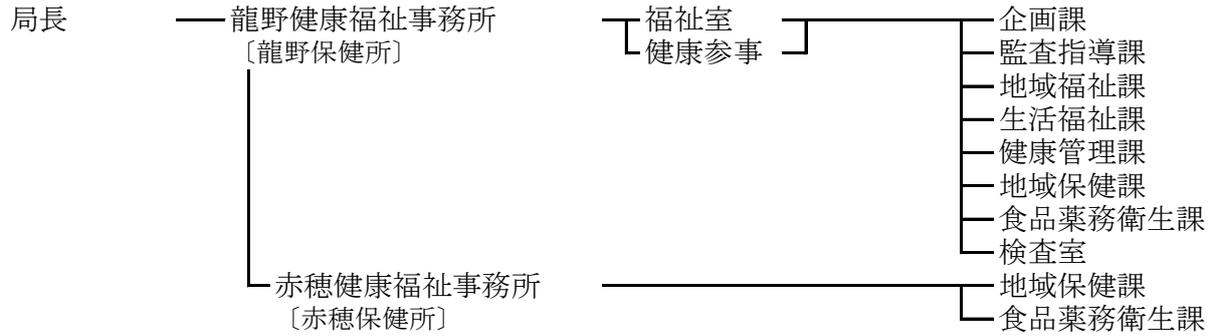
## <北播磨県民局>

局長 — 加東健康福祉事務所  
〔加東保健所〕 ————— 健康参事 ————— 企画課  
| 監査・福祉課  
| 健康管理課  
| 地域保健課  
| 食品薬務衛生課

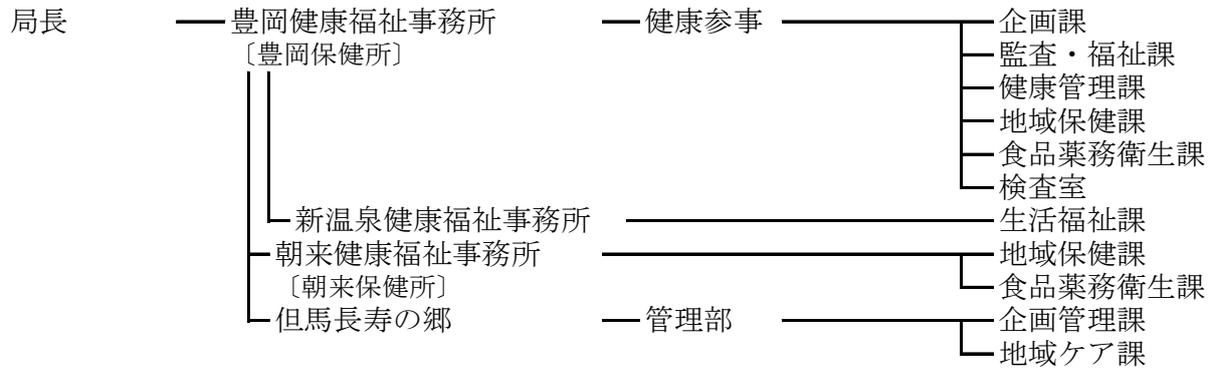
## <中播磨県民センター>

センター長 — 中播磨健康福祉事務所  
〔福崎保健所〕 ————— 福祉室  
| 健康参事 ————— 企画課  
| 監査・地域福祉課  
| 生活福祉課  
| 地域保健課  
| 食品薬務衛生課

<西播磨県民局>



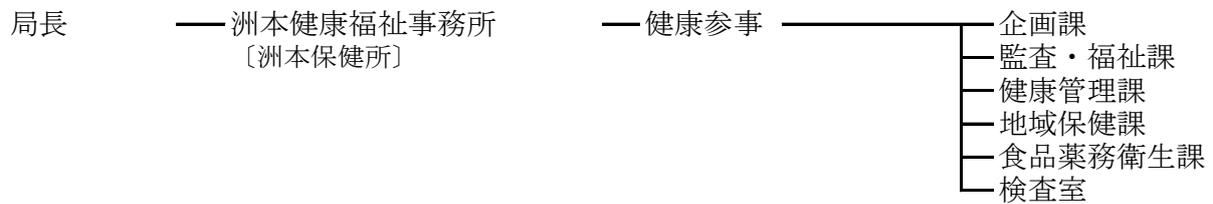
<但馬県民局>



<丹波県民局>



<淡路県民局>



## 職員現員表

令和6年4月1日現在

課名	現員	現員の内訳		
		事務職	技術職	技能労務職
総務課	20	15	5	
医務課	30	22	8	
健康増進課	34	12	22	
薬務課	18	2	16	
生活衛生課	21	2	19	
疾病対策課	28	16	12	
<b>本庁計</b>	<b>151</b>	<b>69</b>	<b>82</b>	<b>0</b>

※再任用職員(短時間)を除く。

地方機関又は派遣団体名	現員	現員の内訳		
		事務職	技術職	技能労務職
健康科学研究所	29	4	25	
総合衛生学院	29	4	25	
食肉衛生検査センター	32	2	30	
動物愛護センター	52	3	49	
<b>地 方 機 関 計</b>	<b>142</b>	<b>13</b>	<b>129</b>	<b>0</b>
南あわじ市	1		1	
日本赤十字社	4	2	2	
(公財)兵庫県健康財団	5	2	3	
地域医療支援医師	4		4	
<b>派 遣 団 体 計</b>	<b>14</b>	<b>4</b>	<b>10</b>	<b>0</b>
<b>保 健 医 療 部 計</b>	<b>307</b>	<b>86</b>	<b>221</b>	<b>0</b>

※再任用職員(短時間)を除く。

事務所名等	現員	現員の内訳		
		事務職	技術職	技能労務職
〈阪神南県民センター〉 芦屋健康福祉事務所	26	8	18	
〈阪神北県民局〉 宝塚健康福祉事務所 伊丹健康福祉事務所	54 35	17 4	37 31	
〈東播磨県民局〉 加古川健康福祉事務所	61	19	42	
〈北播磨県民局〉 加東健康福祉事務所	41	12	29	
〈中播磨県民センター〉 中播磨健康福祉事務所	32	16	16	
〈西播磨県民局〉 龍野健康福祉事務所 赤穂健康福祉事務所	53 20	21 3	32 17	
〈但馬県民局〉 豊岡健康福祉事務所 新温泉健康福祉事務所 朝来健康福祉事務所 但馬長寿の郷	40 8 17 10	11 8 3 3	29  14 7	
〈丹波県民局〉 丹波健康福祉事務所	31	8	23	
〈淡路県民局〉 洲本健康福祉事務所	38	9	29	
県 民 局 等 計	466	142	324	0
総 計（ 県 民 局 等 を 含 む ）	773	228	545	0

※再任用職員(短時間)を除く。

# 令和6年度 主要事業

保健医療部

# 1.重要施策体系表

## 医療確保と健康づくり

(単位：百万円)

1.地域医療の推進	(35,222)
2.生涯を通じた健康づくりの推進	(1,893)
3.医薬品等の安全対策の推進	(223)
4.生活衛生の推進	(3,231)
5.疾病対策等の推進	(11,866)

区 分 会 計	令和 6 年度	令和 5 年度	備 考
	当初予算額 (A)	当初予算額 (B)	
一 般 会 計	72,374	121,283	事業費 △48,909 (主な増減) 衛生費国庫支出金返納金 +11,522 県立総合衛生学院建替整備事業 +1,632 不妊治療支援強化事業 +206 入院病床の確保 △46,073 自宅待機等を行う患者に対する公費負担 △3,021 宿泊施設の健康管理体制整備事業費 △2,552 自宅待機者等フォローアップ体制強化事業費 △2,872 検査試薬の購入費・外部委託 △1,935

# 1 地域医療の推進

## (1)良質で効率的な医療提供体制の確立（病床の機能分化と連携）

- ・病床の機能分化・連携を一層推進するため、地域医療構想調整会議を開催
- ・医療機関の役割分担・連携強化の支援

## (2)在宅医療の充実

- ・医師等の医療従事者をはじめとする在宅医療に関わる多職種のネットワーク化を支援
- ・訪問看護師が身近な地域で実践的な研修を受けられる体制を整備
- ・在宅医療と介護の連携拠点となる訪問看護ステーションの機能充実と連携強化

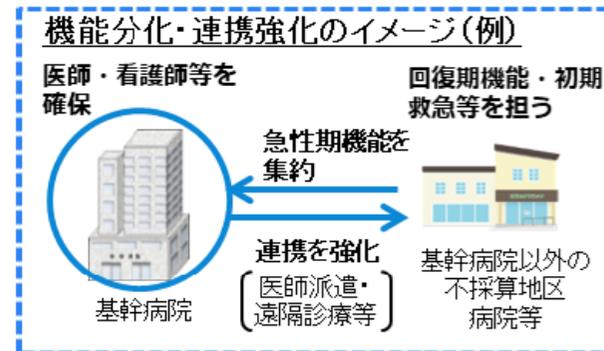
## (3)医療人材の確保

### ①医師の確保

- ・医師確保計画に基づく、へき地等勤務医師の養成及び派遣
- ・**【新】医師の働き方改革に対する新たな支援**  
医師の働き方改革の本格実施に合わせ、支援をさらに強化

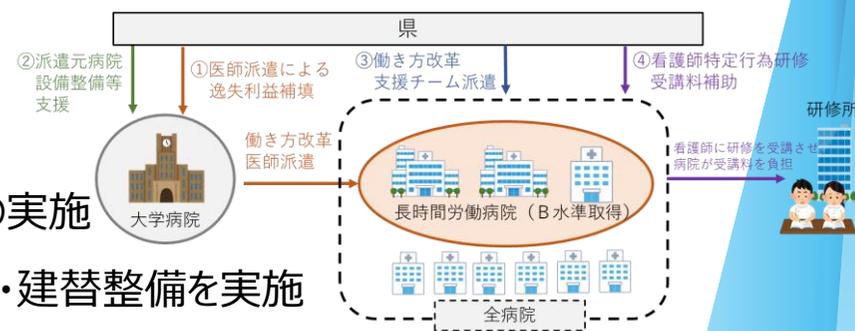
### ②看護職員の確保

- ・病院内保育所の運営費補助等による離職防止対策の実施
- ・合同就職説明会や復職支援研修の補助等による再就業支援対策の実施
- ・県立総合衛生学院の校舎老朽化に伴う、新長田駅南地区への移転・建替整備を実施



○医師の働き方改革に対する新たな支援内容

区分	内容
①働き方改革医師派遣	長時間労働医療機関への医師派遣を支援
②派遣元病院設備整備等支援	派遣元となる大学病院等の勤務環境改善支援（ICT化推進など）
③働き方改革支援チーム派遣	希望する病院に働き方改革支援チームを派遣
④看護師特定行為研修受講料補助	特定行為（研修修了により医師等の判断を待たずに看護師が実施可能となる医療行為）を行うことができる看護師を養成するため、研修受講料を病院が負担した場合、その1/2を支援



## 2 生涯を通じた健康づくりの推進

### (1)健康を支え、守るための社会環境の整備等

- ・「健康づくりチャレンジ企業」への支援
- ・特定健診・特定保健指導の受診促進

### (2)母子保健施策の推進

- ・予期せぬ妊娠 SOS 相談の実施
- ・妊産婦支援の充実
- ・**【新】不妊治療支援の強化**

患者の実態を踏まえた支援のあり方や企業・団体との連携強化、プレコンセプションケアの取組を検討・推進

### (3)食の健康づくりの推進

- ・「食育推進計画（第4次）」に基づき、食育力の強化や生涯を通じた食育を推進



兵庫県不妊治療応援サイトPRポスター



## 2 生涯を通じた健康づくりの推進

### (4) 歯及び口腔の健康づくりの推進

- ・歯及び口腔の健康づくり推進条例に基づき、ライフステージに応じた歯科口腔保健対策を展開
- ・歯科口腔保健従事者の人材育成研修・兵庫県歯科衛生士センターを活用した歯科衛生士未配置市町の体制整備を支援
- ・万博事業等を活用した県民の歯と口の健康に関する普及啓発

### (5) 受動喫煙対策等の推進

- ・「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づき、特に20歳未満や妊婦の方の喫煙・受動喫煙防止や、啓発、条例遵守を徹底
- ・受動喫煙防止対策検討委員会の開催等、次期見直しに向けた検討を実施

### (6) 認知症施策の推進

- ・「共生」と「予防」を両輪に、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進



妊婦及びパートナー向け喫煙防止PR動画チラシ

### 兵庫県認知症施策の推進

ビジョン  
「認知症の人でも安心して暮らせるまちへ」  
【5本柱で推進】

1 認知症予防・早期発見の推進	<p><b>当事者の視点を重視</b></p> <p>切れ目のない支援      分野横断的な取組</p> <p>認知症の人が、主体的に社会に関わり住み慣れた地域で尊厳を保ち、安心して住み続けられる地域</p> <p>↓</p> <p><b>誰もが暮らしやすいまち</b></p>
2 認知症医療体制の充実	
3 認知症地域支援ネットワークの強化	
4 認知症ケア人材の育成	
5 若年性認知症施策の推進	

## 3 医薬品等の安全対策の推進

### (1) 医薬品の安全確保対策の推進

- ・県民への健康被害を未然に防止するため、製造業者や薬局等への監視・指導等の徹底
- ・機能別薬局の知事認定制度の円滑な導入を進め、かかりつけ薬剤師・薬局の定着促進

### (2) 薬物乱用防止対策の推進

- ・薬物乱用防止対策の推進

大麻事犯の70%以上を占める若年層に対し、SNSを利用した啓発、学校等における薬物乱用防止教室の推進、街頭での啓発活動を実施

- ・【拡】大麻ゴミ等の危険ドラッグ対策の推進

未規制物質による健康被害を防ぐため、「薬物の濫用の防止に関する条例」に基づいて危険ドラッグ販売店を規制するとともに、SNSや街頭ビジョン等を活用した啓発の実施



### (3) 血液確保及び造血幹細胞移植対策の推進

- ・血液製剤を確保するため、献血を推進
- ・臍帯血バンクの啓発や骨髄等ドナー登録会等を実施

## 4 生活衛生の推進

### (1) HACCP に沿った衛生管理の推進

- ・「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の導入及び定着促進
- ・「食の安全安心推進計画(第4次)」に基づき、食品の安全性・信頼性を確保



令和4年3月

兵庫県

### (2) 動物の適正飼養の普及啓発

- ・「猫の完全屋内飼養モデルルーム」を活用等し、県内全域で動物愛護思想や適正飼養の普及啓発を推進



動物愛護センターの猫の完全屋内飼養モデルルーム



モデル猫とふれあう児童

### (3) 水道の基盤強化の推進

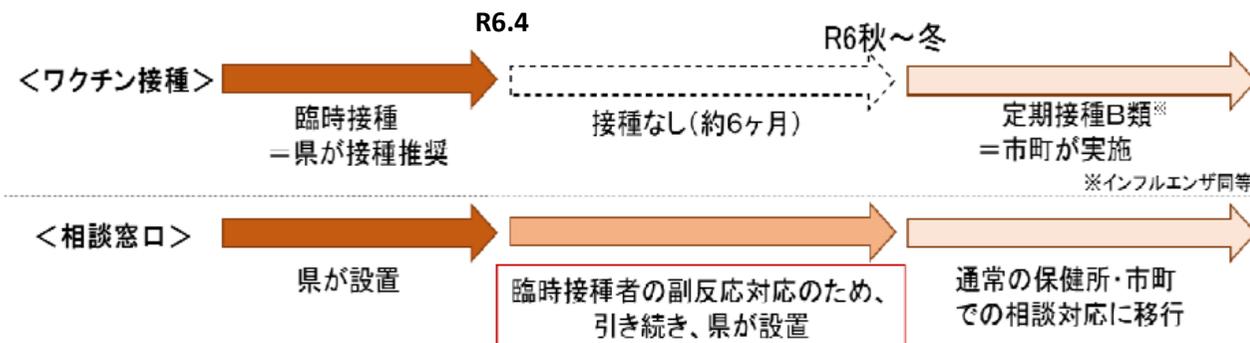
- ・「兵庫県水道広域化推進プラン」に基づき、水道事業の基盤強化に向けた取組を推進

## 5 疾病対策等の推進

### (1)新型コロナウイルス感染症への対応

令和6年度の診療報酬改定に基づき通常医療体制に移行したことから、これまでの特別な対応は原則として終了するが、円滑な移行に向けた取組について引き続き実施

- ・ 新型コロナ後遺症・ワクチン接種相談窓口の継続設置
- ・ 変異株の発生を監視するためゲノムサーベイランスを継続実施



### (2)総合的・計画的な感染症対策

#### ①感染症予防計画に基づく新興感染症対策の実施

- ・ 新興感染症発生時の医療提供体制の確保に向けた医療機関等との協定締結の推進
- ・ 研修の実施等による平時からの感染症対策の推進
- ・ 小児感染症の流行状況を、小児対応医療機関及び行政でリアルタイムに共有できる「小児感染症医療情報共有システム」を運用するとともに、意見交換会を実施し、連携強化及び小児感染症への対応力向上を推進

#### ②兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

- ・ 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の改定を踏まえ、危機管理部と連携して計画改定を実施

## 5 疾病対策等の推進

### ③結核・エイズ等感染症対策の推進

- ・医療機関等と連携した迅速な患者・接触者調査の実施
- ・市町が実施する予防接種事業の推進

### ④带状疱疹ワクチン接種【新】

- ・治癒後に過酷な神経痛も危惧されることや、昨今の物価高騰の状況等を踏まえ、市町の带状疱疹ワクチン接種助成事業に対する補助を実施

区 分	内 容
対象者	接種日現在で満50歳以上の方
補助単価	市町が助成する場合に、その1/2を補助 ただし、上限額は2,000円/回
補助回数	生ワクチン、不活化ワクチンとも1回限り
実施期間	令和6年度限り ※令和7年度以降は、国に定期接種化を要望するとともに、令和6年度の市町の実施状況を踏まえ対応を検討

## (3)ハンセン病対策

- ・差別や偏見を解消するための普及啓発、元患者が故郷ひょうごを訪れる里帰り事業等の実施

## (4)アレルギー疾患対策

- ・「アレルギー疾患対策推進計画」に基づき、地域の実情に応じた総合的なアレルギー疾患対策を推進
- ・見直し時期となった「アレルギー疾患対策推進計画」の改定を実施

## 5 疾病対策等の推進

### (5)がん対策の推進

#### ①早期発見の推進

- ・がん検診の受診勧奨や、中小企業等への検診受診費用の助成のほか、SNS 等を活用した検診受診の促進

#### ②医療体制の充実

- ・がん診療連携拠点病院を中核とする診療ネットワークの構築
- ・若年がん患者に対する妊孕性温存治療費等を助成

#### ③がん患者が安心して暮らせる社会の実現

- ・関係団体等との連携による就労支援体制の充実やがん教育の推進
- ・外見容貌を補完する補正具の購入費用の一部を助成

### (6)肝炎対策の推進

- ・検査陽性者に対する精密検査受診勧奨や、ウイルス性肝炎治療に対する医療費を助成

### (7)循環器病対策の推進

- ・「第2次循環器病対策推進計画」に基づき、相談支援の充実や移行期医療支援体制の整備等、循環器病対策を推進

### (8)難病対策の推進

- ・医療費の公費助成を行うほか、重症難病患者に重点をおいた支援を実施





# 医 務 課

課 長 鳥 田 信 次 (内 3221)  
 監察医務官 長 崎 靖 (078-521-6333)

班 名	分 掌 事 務
副課長 高 見 和 典 (内 3224)	1 課内の班間の調整及び連携に関すること。
企画調整班 班長 阿 部 竜 二 (内 2716)  主幹 (医療体制担当) 加 登 明 宏 (内 3219)	1 兵庫県保健医療計画に関すること。 2 医療審議会に関すること。 3 在宅医療の推進に関すること。 4 WHO神戸センターの運営支援及び地元連携の推進に関すること。 5 健康危機管理に関すること。 6 監察医の業務に関すること。 7 周産期医療体制に関すること。 8 公的病院等補助金に関すること。 9 神戸医療産業都市構想の推進支援に関すること。 10 小児・災害・救急医療体制に関すること。 11 救急医療機関の告示に関すること。 12 地域医療連携に関すること (地域医療支援病院を含む。) 13 医療介護推進基金 (医療分のみ) に関すること。 14 表彰、叙勲に関すること。 15 医療関係団体との調整に関すること。 16 課の庶務に関すること。
医療人材確保班 班長 野 田 幸 男 (内 2713)  主幹 (看護指導担当) 福 田 幸 子 (内 3253)  主幹 (総合衛生学院建替整備担当) 小 松 裕 知 (内 2727)	1 地域医療確保政策に関すること。 2 医師確保対策に関すること。 3 へき地医療対策に関すること。 4 勤務医の働き方改革の推進に関すること。 5 県養成医師制度に関すること。 6 臓器移植法の施行に関すること。 7 音楽療法の普及推進に関すること。 8 保健師助産師看護師法の施行に関すること。 9 看護師等の人材確保の促進に関する法律の施行に関すること。 10 看護師等確保対策に関すること。 11 看護功績賞に関すること。 12 医師、歯科医師、放射線技師、臨床検査技師、歯科技工士等の免許に関すること (死体解剖医の認定に関することを含む。) 13 看護師等の養成所に関すること。 14 看護師及び理学療法士・作業療法士の修学金貸与に関すること。 15 県立総合衛生学院に関すること。
医療指導班 班長 鴻 池 純 二 (内 3226)	1 医療法の施行に関すること。 2 施術所、歯科技工所及び衛生検査所に関すること。 3 医療従事者の業務指導及び処分に関すること。 4 日赤及び済生会との連絡に関すること。 5 医療安全相談センターに関すること。

E-mail imu@pref.hyogo.lg.jp

## 健康増進課

課長 稲岡 由美子 (内 3240)  
 不妊治療支援官 亀山 美矢子 (内 2917)  
 歯科口腔医務官 時岡 早苗 (内 3178)

班名	分掌事務
副課長 奥藤 秀樹 (内 3242)	課内の班間の調整及び連携に関すること (事務に関すること。)
副課長 吉井 絢子 (内 3241)	1 課内の班間の調整及び連携に関すること (技術に関すること。) 2 保健師業務の統括に関すること。
健康政策班 班長 (奥藤副課長が兼務)	1 健康増進施策の企画及び推進に関すること。 2 健康ひょうご21大作戦に係る総合的施策の企画及び推進に関すること。 3 (公財)兵庫健康財団に関すること。 4 公衆衛生協会に関すること。 5 健康づくり推進条例・健康づくり推進実施計画の推進に関すること。 6 企業との協働による健康づくりに関すること(他課室の所掌に属するものを除く。) 7 特定健診・保健指導の実施促進に関すること。 8 課の庶務に関すること。
保健・栄養指導班 班長 (吉井副課長が兼務)  主幹 (不妊治療支援担当) 谷 圭祐 (内 3247)  主幹 (栄養・食育担当) 信木 由紀子 (内 3248)	1 保健師・栄養士業務の総合調整、業務指導、研修に関すること。 2 母子保健対策の推進、不妊・不育への支援、養育医療に関すること。 3 栄養・食の健康・食育に係る施策の企画及び調整に関すること。 4 栄養士・管理栄養士・受胎調節実地指導員の免許に関すること。 5 食品表示基準(保健事項)・健康増進法に基づく食品の表示に関すること。 6 いずみ会・愛育班・給食施設協議会の育成に関すること。
歯科口腔保健班 班長 古森 紗知子 (内 3281)	1 歯科口腔保健の推進に関すること。 2 口腔保健支援センターに関すること。 3 地域活動歯科衛生士の育成に関すること。 4 地域歯科保健対策の推進に関すること。
受動喫煙対策班 班長 山本 真吾 (内 3268)	1 受動喫煙の防止に関すること。 2 受動喫煙の防止の相談及び指導に関すること。 3 禁煙の推進に関すること。 4 20歳未満の者及び妊婦の喫煙防止に関すること (他課室の所掌に属するものを除く。)
認知症対策班 班長 岸本 和子 (内 2947)	1 認知症施策の総合推進の調整に関すること。 2 認知症の予防・早期発見の推進に関すること。 3 認知症疾患医療センターの運営及び認知症対応医療機関に関すること。 4 認知症地域連携強化事業に関すること。 5 認知症ケア人材(認知症介護研修含む)の育成に関すること。 6 若年認知症施策に関すること。

E-mail kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp

# 薬 務 課

課 長 小 田 睦 子 (内 3304)

班 名	分 掌 事 務
副課長 渡 邊 克 幸 (内 3305)	課内の班間の調整及び連携に関すること（事務に関すること。）
副課長 藤 原 秀 憲 (内 3309)	課内の班間の調整及び連携に関すること（技術に関すること。）
薬務指導班 班長 丹 羽 信 (内 3311)  主幹（流通指導担当）  奥 村 尚 志 (内 3308)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 薬事審議会（危険ドラッグ部会を除く。）に関すること。</li> <li>2 医薬品医療機器等法の施行（指定薬物を除く。）に関すること。</li> <li>3 薬剤師法の施行に関すること。</li> <li>4 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関すること。</li> <li>5 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の施行に関すること。</li> <li>6 温泉法の施行に関すること。</li> <li>7 災害医薬品等の供給に関すること（抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を含む。）。</li> <li>8 医薬分業に関すること。</li> <li>9 後発医薬品の安心使用の促進に関すること。</li> <li>10 衛生物資に係る国民生活安定緊急措置法及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行、その他衛生物資の価格及び需給の安定化に関すること。</li> <li>11 特殊医薬品の補給に関すること。</li> <li>12 医薬品の国家検定に関すること。</li> <li>13 医薬品等の副作用情報に関すること。</li> <li>14 課の庶務に関すること。</li> </ol>
薬務対策・捜査班 班長 織 邊 聡 (内 3313)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医薬品医療機器等法の施行（指定薬物）に関すること。</li> <li>2 薬事審議会（危険ドラッグ部会）に関すること。</li> <li>3 薬物乱用防止対策に関すること。</li> <li>4 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関すること。</li> <li>5 大麻取締法の施行に関すること。</li> <li>6 あへん法の施行に関すること。</li> <li>7 覚せい剤取締法の施行に関すること。</li> <li>8 麻薬中毒審査会に関すること。</li> <li>9 毒物及び劇物取締法の施行に関すること。</li> </ol>

E-mail yakumuka@pref.hyogo.lg.jp

# 生活衛生課

課長 廣田 義勝 (内 3262)  
 食品安全官 天野 和幸 (内 3279)

班名	分掌事務
副課長 三谷 まゆみ (内 3210)	課内の班間の調整及び連携に関すること (事務に関すること。)
副課長 坂江 博 (内 3274)	課内の班間の調整及び連携に関すること (技術に関すること。)
環境衛生班 班長 森本 和徳 (内 3276)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること。</li> <li>2 生活衛生改善指導に関すること。</li> <li>3 旅館業法の施行に関すること。</li> <li>4 住宅宿泊事業法の施行に関すること。</li> <li>5 公衆浴場法の施行に関すること。</li> <li>6 物価統制令による入浴料金に関すること。</li> <li>7 興行場法の施行に関すること。</li> <li>8 理容師法の施行に関すること。</li> <li>9 美容師法の施行に関すること。</li> <li>10 クリーニング業法の施行に関すること。</li> <li>11 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること (他班の所掌に属するものを除く。)</li> <li>12 墓地、埋葬等に関する法律の調整に関すること。</li> <li>13 生活衛生適正化審議会に関すること。</li> <li>14 課の庶務に関すること。</li> </ol>
動物愛護管理班 班長 中山 基 (内 3276)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 狂犬病予防法の施行に関すること。</li> <li>2 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること (他課室の所掌に属するものを除く。)</li> <li>3 動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること。</li> <li>4 化製場等に関する法律の施行に関すること。</li> <li>5 動物愛護センターに関すること。</li> </ol>
水道班 班長 越前 昌己 (内 3270)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道法の施行に関すること。</li> <li>2 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の施行に関すること。</li> <li>3 特設水道条例の施行に関すること。</li> </ol>
食の安全安心推進班 班長 夫津木 幸寛 (内 3272)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品衛生法の施行に関すること。</li> <li>2 食の安全安心と食育に関する条例の施行に関すること (他課室の所掌に属するものを除く。)</li> <li>3 食品表示法の施行に関すること (衛生事項に関するものに限る。)</li> <li>4 食中毒等に関すること。</li> <li>5 不良食品に関すること。</li> <li>6 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行に関すること。</li> <li>7 食品衛生に係る新たな課題に関すること。</li> <li>8 重金属、化学物質等による汚染食品など食品公害に関すること。</li> <li>9 調理師法の施行に関すること (調理師の免許、試験及び届出に関するものを除く。)</li> <li>10 製菓衛生師法の施行に関すること (製菓衛生師の試験及び免許に関するものを除く。)</li> <li>11 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること (他班の所掌に属するものを除く。)</li> <li>12 (一社)兵庫県食品衛生協会の指導に関すること。</li> <li>13 食の安全安心と食育審議会に関すること (他課室の所掌に属するものを除く。)</li> <li>14 と畜場法の施行に関すること。</li> <li>15 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関すること。</li> <li>16 食肉衛生検査センターに関すること。</li> </ol>

E-mail [seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp](mailto:seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp)

## 疾病対策課

課長 川原秀和(内3296)  
感染症対策官 臣永和夫(内3190)

班名	分掌事務
副課長 鶴井成央 (内3289)	室内の業務調整に関する事。 課内の班間の調整及び連携に関する事(事務に関する事。)
がん対策班 班長 川上慶子 (内3290)	1 生活習慣病の医療並びにその他の疾患の医療及び予防に関する事。 2 がん対策推進条例・計画に関する事。 3 がん検診に係る検診体制の整備に関する事。 4 がん登録事業に関する事。 5 肝炎対策に関する事。 6 アスベスト健康被害に関する事。 7 健康診査管理指導事業に関する事。 8 (公財)兵庫県予防医学協会に関する事。 9 課の庶務に関する事。
難病対策班 副課長兼班長 朝野京子 (内3047)	1 難病対策に関する事。 2 特定疾患(一般、小児、県単)等に関する事。 3 兵庫県難病相談センターの運営に関する事。 4 難病患者等保健指導事業に関する事。 5 難病患者に係る保健師等研修に関する事。 6 難病患者等居宅生活支援事業に関する事。 7 原子爆弾被爆者援護法の施行に関する事。 8 原子爆弾被爆者に対する手帳交付及び相談等に関する事。 9 原子爆弾被爆者の健康診断に関する事。 10 原子爆弾被爆者福祉対策事業に関する事。
感染症対策推進班 班長 小西明美 (内3287)  主幹(計画推進担当) 濱田大輔 (内3286)  主幹(協定等推進担当) 小谷幸代 (内3048)  主幹(広域連携担当) 雪岡孝規 (内3079)	1 予防接種法の施行に関する事。 2 新型コロナウイルス感染症対策の推進に関する事(他課室の所掌に属するものを除く。) 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事。 4 エイズ対策の推進に関する事。 5 環境影響による健康障害に関する事。 6 感染症診査協議会に関する事(他課室の所掌に属するものを除く。) 7 感染症発生動向調査事業に関する事。 8 ハンセン病事業に関する事。 9 アレルギー対策に関する事。 10 健康福祉事務所の検査業務及び放射線業務に関する事。 11 医療措置協定に関する事。 12 感染症予防計画に関する事。 13 感染症対策連携協議会に関する事。 14 新型インフルエンザ等対策行動計画に関する事(他課室の所掌に属するものを除く。) 15 新型インフルエンザ等対策の推進に関する事。

E-mail [shippeitaisaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:shippeitaisaku@pref.hyogo.lg.jp)

〈地方機関等・事務分掌〉

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
県民局及び県民センター	
神戸県民センター 県民交流室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域における保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。</li> <li>2 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。</li> <li>3 介護保険に関すること。</li> <li>4 ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。</li> <li>5 身体障害者福祉に関すること。</li> <li>6 知的障害者福祉に関すること。</li> </ol>
健康福祉事務所  芦屋健康福祉事務所 宝塚健康福祉事務所 加古川健康福祉事務所 加東健康福祉事務所 中播磨健康福祉事務所 龍野健康福祉事務所 豊岡健康福祉事務所 丹波健康福祉事務所 洲本健康福祉事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域における保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。</li> <li>2 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。</li> <li>3 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。</li> <li>4 栄養の改善及び食品衛生に関すること。</li> <li>5 生活衛生に関すること。</li> <li>6 住宅宿泊事業に関すること</li> <li>7 医事及び薬事に関すること。</li> <li>8 保健師に関すること。</li> <li>9 公共医療事業の向上及び増進に関すること。</li> <li>10 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。</li> <li>11 歯科保健に関すること。</li> <li>12 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。</li> <li>13 指定難病その他の難病対策に関すること。</li> <li>14 結核、感染症その他の疾病の予防に関すること。</li> <li>15 衛生上の試験及び検査に関すること。</li> <li>16 温泉に関すること。</li> <li>17 社会福祉法人に関すること。</li> <li>18 介護保険に関すること。</li> <li>19 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。</li> <li>20 老人福祉に関すること。</li> <li>21 民生委員及び児童委員に関すること。</li> <li>22 社会福祉統計に関すること。</li> <li>23 母子家庭等及び寡婦の福祉に関すること。</li> <li>24 配偶者からの暴力に関する相談等の連絡調整に関すること。</li> <li>25 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関すること。</li> <li>26 引揚者並びに旧軍人等及びその遺族に対する援護等の相談に関すること。</li> <li>27 中国残留邦人等の生活支援給付等に関すること。</li> <li>28 災害援護金の支給その他被災者の援護に関すること。</li> <li>29 生活保護に関すること。</li> <li>30 ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。</li> <li>31 児童福祉に関すること。</li> <li>32 身体障害者福祉に関すること。</li> <li>33 知的障害者福祉に関すること。</li> <li>34 管内の健康及び福祉に係る事業の調整に関すること。</li> <li>35 受動喫煙の防止等に関すること。</li> <li>36 前各号に掲げるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進並びに社会福祉に関すること。</li> </ol>

地 方 機 関 名	所 掌 事 務																				
	<p>所管区域については次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="608 338 1390 936"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>芦屋健康福祉事務所</td> <td>尼崎市 西宮市 芦屋市</td> </tr> <tr> <td>宝塚健康福祉事務所</td> <td>伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡</td> </tr> <tr> <td>加古川健康福祉事務所</td> <td>明石市 加古川市 高砂市 加古郡</td> </tr> <tr> <td>加東健康福祉事務所</td> <td>西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡</td> </tr> <tr> <td>中播磨健康福祉事務所</td> <td>姫路市 神崎郡</td> </tr> <tr> <td>龍野健康福祉事務所</td> <td>相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡</td> </tr> <tr> <td>豊岡健康福祉事務所</td> <td>豊岡市 養父市 朝来市 美方郡</td> </tr> <tr> <td>丹波健康福祉事務所</td> <td>丹波篠山市 丹波市</td> </tr> <tr> <td>洲本健康福祉事務所</td> <td>洲本市 南あわじ市 淡路市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 管 区 域	芦屋健康福祉事務所	尼崎市 西宮市 芦屋市	宝塚健康福祉事務所	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡	加古川健康福祉事務所	明石市 加古川市 高砂市 加古郡	加東健康福祉事務所	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡	中播磨健康福祉事務所	姫路市 神崎郡	龍野健康福祉事務所	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	豊岡健康福祉事務所	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	丹波健康福祉事務所	丹波篠山市 丹波市	洲本健康福祉事務所	洲本市 南あわじ市 淡路市
名 称	所 管 区 域																				
芦屋健康福祉事務所	尼崎市 西宮市 芦屋市																				
宝塚健康福祉事務所	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡																				
加古川健康福祉事務所	明石市 加古川市 高砂市 加古郡																				
加東健康福祉事務所	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡																				
中播磨健康福祉事務所	姫路市 神崎郡																				
龍野健康福祉事務所	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡																				
豊岡健康福祉事務所	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡																				
丹波健康福祉事務所	丹波篠山市 丹波市																				
洲本健康福祉事務所	洲本市 南あわじ市 淡路市																				
<p>伊丹健康福祉事務所 赤穂健康福祉事務所 朝来健康福祉事務所</p>	<p>伊丹健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所及び朝来健康福祉事務所においては、その所管区域において、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>38 2から16までに掲げる事務 39 34（福祉に関する事業の調整に関することを除く。）及び36に掲げる事務（社会福祉に関することを除く。）</p> <p>所管区域については次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="628 1346 1390 1570"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊丹健康福祉事務所</td> <td>伊丹市 川西市 川辺郡</td> </tr> <tr> <td>赤穂健康福祉事務所</td> <td>相生市 赤穂市 赤穂郡</td> </tr> <tr> <td>朝来健康福祉事務所</td> <td>養父市 朝来市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 管 区 域	伊丹健康福祉事務所	伊丹市 川西市 川辺郡	赤穂健康福祉事務所	相生市 赤穂市 赤穂郡	朝来健康福祉事務所	養父市 朝来市												
名 称	所 管 区 域																				
伊丹健康福祉事務所	伊丹市 川西市 川辺郡																				
赤穂健康福祉事務所	相生市 赤穂市 赤穂郡																				
朝来健康福祉事務所	養父市 朝来市																				
<p>新温泉健康福祉事務所</p>	<p>豊岡健康福祉事務所に、23から25まで、27及び29に掲げる事務を分掌させるため、新温泉健康福祉事務所を置き、所管区域は、美方郡である。</p>																				

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
但馬長寿の郷	<p>但馬長寿の郷においては、次に掲げる事務をつかさどり、その所管区域は、豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 但馬地域における保健、医療及び福祉の連携並びにこれらの分野に関する知識及び技術の普及向上（以下「保健、医療及び福祉の連携等」という。）に関する事業の企画及び総合調整を行うこと。</li> <li>2 但馬地域における保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及び活用を行うこと。</li> <li>3 保健、医療及び福祉の連携等を図るため、講習会、研修会、研究会等の事業を行うこと。</li> <li>4 高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅、福祉用具等を展示し、及びこれらに関する相談に応ずること。</li> <li>5 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等に関する行事を行うこと。</li> <li>6 保健、医療及び福祉の連携等を図るための講習会、研修会、展示会等のために施設を県民の利用に供すること。</li> <li>7 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等を促進するために施設を県民の利用に供すること。</li> <li>8 保健、医療及び福祉の連携等並びに県民の多様な交流の促進に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。</li> <li>9 前各号に掲げるもののほか、県立但馬長寿の郷の目的を達成するために必要なこと。</li> </ol> <p>1 から 9 までに掲げる事務のほか、所管区域以外において、次に掲げる事務を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>10 保健、医療及び福祉の連携等に関する事業の企画及び総合調整を行うこと。</li> <li>11 保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及び活用を行うこと。</li> </ol>

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
県立健康科学研究所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健衛生上必要な調査研究、試験検査及び普及指導を行うこと。</li> <li>2 保健衛生に関する情報の収集、分析及び提供を行うこと。</li> <li>3 前2号に掲げるもののほか、県立健康科学研究所の目的を達成するために必要なこと。</li> </ol>
県立総合衛生学院	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 助産師及び看護師の養成に関すること。</li> <li>2 歯科衛生士の養成に関すること。</li> <li>3 介護福祉士の養成に関すること。</li> </ol>
食肉衛生検査センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 と畜検査及び食鳥検査に関すること。</li> <li>2 と畜場及び食鳥処理場の衛生指導に関すること。</li> <li>3 と畜場及び食鳥処理場における食肉及び食鳥肉等の衛生に関すること。</li> <li>4 食用に供する獣畜及び家きん並びに食肉及び食鳥肉等の調査研究に関すること。</li> <li>5 前各号に掲げるもののほか、食肉衛生検査センターの目的を達成するために必要なこと。</li> </ol>
動物愛護センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 動物愛護思想の高揚等に関すること。</li> <li>2 動物の適正な飼養及び保管に関すること。</li> <li>3 動物の収容等に関すること。</li> <li>4 狂犬病の予防に関すること。</li> <li>5 前各号に掲げるもののほか、動物愛護センターの目的を達成するために必要なこと。</li> </ol>

# 附属機関一覧表

(令和6年4月1日現在)

名 称	担 任 事 務	委員定数	任 期	担当課室等
医療審議会	医療法第72条第1項の規定による医療を提供する体制の確保に関する重要事項等の調査審議に関する事務	30人以内	2年	医 務 課
健康づくり審議会	健康づくりの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	30人以内	2年	健康増進課
薬事審議会	薬事に関する重要事項の調査審議に関する事務	18人以内	2年	薬 務 課
麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項（同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置入院者の入院期間の継続及び延長の適否の審査に関する事務	—	審査発生時から終了まで	薬 務 課
生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務	20人以内	2年	生活衛生課
食の安全安心と食育審議会	食の安全安心と食育に関する条例による食の安全安心及び食育の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	20人以内	2年	生活衛生課
感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第3項の規定による就業制限、入院勧告及び入院の期間の延長並びに結核患者の医療費公費負担申請に基づく費用の負担に関し必要な事項の審議等に関する事務	7人以内 ※7圏域に設置	2年	疾病対策課
新型インフルエンザ等対策有識者会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による行動計画の案の作成及び行動計画の変更に関する事項の建議に関する事務	15人以内	3年	疾病対策課
指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第8条の規定による指定難病等の公費負担の医療費助成申請者の支給認定の審査に関する事務	11人	2年	疾病対策課
小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の4の規定による小児慢性特定疾病の公費負担の医療費助成申請者の支給認定の審査に関する事務	5人	2年	疾病対策課

## 地方機関等一覧表

(令和6年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話	所 長 等	備 考
神戸県民センター 県民交流室	〒653-0042 神戸市長田区二葉町5-1-32	(078)647-9085	副センター長 井野 健三郎	
阪神南県民センター				
芦屋健康福祉事務所 (芦屋保健所)	〒659-0065 芦屋市公光町1-23	(0797)32-0707	所長 仲西 博子	
阪神北県民局				
宝塚健康福祉事務所 (宝塚保健所)	〒665-0032 宝塚市東洋町2-5	(0797)72-0054	所長 野原 秀晃	
伊丹健康福祉事務所 (伊丹保健所)	〒664-0898 伊丹市千僧1-51 伊丹庁舎1・2階	(072)785-9437	所長 須藤 章	
東播磨県民局				
加古川健康福祉事務所 (加古川保健所)	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	(079)421-9292	所長 藤田 伸輔	
北播磨県民局				
加東健康福祉事務所 (加東保健所)	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2	(0795)42-9446	所長 逢坂 悟郎	
中播磨県民センター				
中播磨健康福祉事務所 (福崎保健所)	〒670-0947 姫路市北条1-98 (福祉部門) 〒679-2204 神崎郡福崎町西田原235 (保健部門)	(079)281-9207 (0790)22-1234	所長 柳川 拓三	
西播磨県民局				
龍野健康福祉事務所 (龍野保健所)	〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3	(0791)63-5149	所長 圓尾 文子	
赤穂健康福祉事務所 (赤穂保健所)	〒678-0239 赤穂市加里屋98-2	(0791)43-2321	所長 圓尾 文子	
但馬県民局				
豊岡健康福祉事務所 (豊岡保健所)	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	(0796)26-3655	所長 柳 尚夫	
新温泉健康福祉事務所	〒669-6747 美方郡新温泉町三谷389-1	(0796)82-3161	所長 西村 鈴代	
朝来健康福祉事務所 (朝来保健所)	〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96	(079)672-6863	所長 逢坂 悟郎	
但馬長寿の郷	〒667-0044 養父市八鹿町国木594-10	(079)662-8456	郷長 北田 輝彦	
丹波県民局				
丹波健康福祉事務所 (丹波保健所)	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	(0795)73-3776	所長 小平 博	
淡路県民局				
洲本健康福祉事務所 (洲本保健所)	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	(0799)26-2036	所長 鷲見 宏	

名 称	所 在 地	電 話	所 長 等	備考[所管区域]
県立健康科学研究所	〒675-0003 加古川市神野町神野1819-14	079-440-9090	所長 今井 雅尚	
県立総合衛生学院	〒653-0052 神戸市長田区海運町7-4-13	(078)733-6611	学院長 川北 みゆき	
食肉衛生検査センター	〒675-0332 加古川市志方町横大路36-1	(079)452-0945	所長 源田 健	芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、加東市、川辺郡、多可郡、加古郡
西播磨食肉衛生検査所	〒679-4322 たつの市新宮町仙正36-1	(0791)75-4060	所長 西田 浩治	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬食肉衛生検査所	〒667-0112 養父市養父市場入谷口1282-8	(079)665-0848	所長 原田 一郎	豊岡市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、美方郡
淡路食肉衛生検査所	〒656-0152 南あわじ市倭文長田49-18	(0799)46-0190	所長 齋藤 竜彦	洲本市、南あわじ市、淡路市
動物愛護センター	〒661-0047 尼崎市西昆陽4-1-1	(06)6432-4599	所長 犬伏 源	芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、川辺郡
動物管理事務所	〒673-1462 加東市藤田字北山736-7	(0795)42-4466	所長 (池水三木支所長兼務)	
三木支所	〒673-0503 三木市志染町窟屋1242-48	(0794)84-3050	支所長 池水 千枝	加古川市、高砂市、三木市、小野市、加西市、加東市、西脇市、加古郡、多可郡
龍野支所	〒679-4167 たつの市龍野町富永1311-3	(0791)63-5146	支所長 栗岡 稔	たつの市、相生市、赤穂市、宍粟市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬支所	〒667-0126 養父市堀畑587	(079)666-8071	支所長 頓名 昌宏	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所	〒656-2142 淡路市塩田新島5-3	(0799)62-5811	支所長 武村 有里子	洲本市、南あわじ市、淡路市

主 要 計 画 等 一 覧 表

名 称	策定の内容・趣旨	期 間	根拠法令	担当課室
兵庫県保健医療計画	すべての県民が安心して健やかに暮らせる社会の実現に向け、県民、関係機関、関係団体、行政が取り組むべき保健医療分野の計画として策定	R6～R11 年度	医療法 (第30条の4) (第30条の6)	医務課 企画調整班
兵庫県感染症予防計画	感染症の予防及びまん延防止並びに医療の提供のための施策の実施に関する計画を策定	H12～ H14, 17, 21, 23, 26, 27, 29, 30, R5 年度改定	感染症法 (第10条)	疾病対策課 感染症対策推進班
兵庫県がん対策推進計画 (第6次ひょうご対がん戦略)	がん征圧に向けた総合的な対策を推進するため、がんの予防の推進、早期発見の推進、医療体制の充実、がん患者が安心して暮らせる社会の実現等の施策を盛り込んだ計画を策定	R6～R11 年度	がん対策基本法(第12条)	疾病対策課 がん対策班
第2次兵庫県循環器病対策推進計画	県民の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率を減少させるため、本県の実情に応じた循環器病対策を総合的・計画的に推進する計画として策定	R6～R11 年度	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器に係る対策に関する基本法(第11条)	疾病対策課 がん対策班
兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等による感染拡大を抑制し、県民の生命及び健康を保護するとともに、社会生活及び社会経済に及ぼす影響を最小とするため計画を策定	H21 年～ H25, 29 年度改定	新型インフルエンザ等対策特別措置法	疾病対策課 感染症対策推進班
兵庫県アレルギー疾患対策推進計画	アレルギー対策をめぐる課題に的確に対応するため、アレルギー疾患対策にかかる施策の方向性を示し、総合的な取り組みを推進するため計画を策定	R2～6 年度	アレルギー疾患対策基本法 (第13条)	疾病対策課 感染症対策推進班
兵庫県健康づくり推進プラン	健康づくりと疾病予防に重点を置いた取組を社会全体で総合的かつ計画的に推進するための計画を策定	R4～R8 年度	健康づくり推進条例 (第8条)	健康増進課 健康政策班
兵庫県健康づくり推進実施計画	兵庫県健康づくり推進プランに定める基本的な目標・方針に沿って、県民の健康づくりを推進するため、県民、関係団体等、事業者、市町、県の役割及び具体的な施策や目標を盛り込んだ計画を策定	R6～R11 年度	健康増進法 (第8条) 健康づくり推進条例 (第9条) 歯科口腔保健の推進に関する法律(第13条)	健康増進課 健康政策班

名 称	策定の内容・趣旨	期 間	根拠法令	担当課室
食育推進計画	食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県民、学校、関係団体、企業、健康・食関連企業、行政等の役割並びに中期的な施策及びその目標を盛り込んだ計画を策定	R4～R8 年度	食育基本法 (第17条) 食の安全安心と食育に関する条例 (第6条第1項)	健康増進課 保健・栄養 指導班
兵庫県南部地域広域的水道整備計画	南部広域圏を対象とした水需要に対応する水道の供給体制の確立と施設整備、管理に係る方向性等を示す計画として策定	H12～27 年度	水道法 (第5条の2第2項)	生活衛生課 水道班
動物愛護管理推進計画	人の生活において重要性が高まっている動物を取り巻く今日の状況等を踏まえ、「人と動物が調和し、共生する社会づくり」の実現に向け、県の具体的な取組みを示すものとして策定	R3～R12 年度	動物の愛護及び管理に関する法律 (第6条)	生活衛生課 動物愛護管理 班
兵庫県食品衛生監視指導計画	飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、県民の食の安全性を確保するため、県が実施する食品衛生監視指導の計画として策定	R6 年度 ※毎年見直し	食品衛生法 (第24条第1項)	生活衛生課 食の安全安心 推進班
食の安全安心推進計画	県民誰もが安心できる食生活の実現を図るため、食の安全安心に関する施策とその目標について策定	R4～R8 年度	食の安全安心と食育に関する条例 (第6条第1項)	生活衛生課 食の安全安心 推進班